

議員提出議案第 3 号

教員の休憩時間の実質的確保に関する環境整備を求める意見書提出について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 1 8 日

提出者	調布市議会議員	田 中 謙 二
賛成者	調布市議会議員	大 野 祐 司
	同	平 野 充

教員の休憩時間の実質的確保に関する環境整備を求める意見書

学校教育の質を維持し、将来にわたり安定した教育環境を確保するためには、教員の健康の保持と適正な勤務環境の確保が重要である。

近年、公立学校においては、授業準備、児童・生徒指導、保護者対応、学校行事への対応など多様な業務が教員に求められており、勤務の負担が大きいとの指摘がなされている。

公立学校の教員については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の下で独自の勤務制度が設けられており、学校現場の実情を踏まえた勤務環境の整備が重要な課題となっている。

一方、労働時間に関する基本原則については、労働基準法において、労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分の休憩時間を付与することが定められており、休憩時間は労働者が業務から解放され自由に利用できる時間であることが求められ、教員においても同様である。

教員が適切に休憩を取り、心身の健康を保ちながら職務に専念できる環境を整えることは、結果として児童・生徒への教育の質の向上にもつながるものである。

よって国会及び政府においては、公立学校における教育環境の充実を図る観点から、教員の休憩時間の実質的確保に向け、下記の事項について必要な施策を講ずるよう求める。

記

- 1 公立学校の教員について、労働基準法の趣旨を踏まえ、休憩時間が適切に確保されるよう勤務環境の改善に向けた取組を進めること。
- 2 学校現場において教員が業務から解放された休憩時間を確保できるよう、業務の適正化や人的体制の充実など必要な支援策を講じること。
- 3 教員の長時間労働の是正及び健康確保の観点から、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法を含む勤務制度について、学

校現場の実態を踏まえた検討を進めること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 3 月 日

調布市議会議長 宮 本 和 実

提出先

内閣総理大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣